



総基料第65号  
平成23年3月31日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 江部 努 殿

総務省総合通信基盤局長  
桜井 俊



平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)」(平成23年1月25日諮問第3030号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成23年3月29日情郵審第33号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- (1)平成23年度以降における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更し、可及的速やかに補正申請を行うこと。
- (2)平成21年度における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更し、可及的速やかに補正申請を行うこと。

以上

(別紙)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)について」

情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日情郵審第33号)

平成23年1月25日付け諮問第3030号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

#### 記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる。

(1)平成23年度以降における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること(考え方5)。

(2)平成21年度における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること(考え方6)。

2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。